周産期医療に係る救急搬送について

1 三重県周産期医療救急搬送システム体制

本県における妊産婦や新生児の救急搬送体制については、平成22年9月に策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」において「三重県周産期医療救急搬送システム体制」として位置づけており、救急搬送を行うためのルールとして運用されてきました。

少子高齢化の進展や分娩取扱施設の減少、搬送手段の多様化など、周産期医療に係る諸状況が変化するなかで、救急搬送体制についての見直しの必要性が議論されており、見直しに向けた取組を進めています。

2 ワーキンググループの設置

平成30年度第1回周産期医療部会において、周産期医療に係る救急搬送体制の見直しを行うにあたっては、関係者による協議を行ったうえで、見直しを行うこととされました。

部会での議論を踏まえ、患者を受け入れる周産期母子医療センターの医師を中心に ワーキンググループを設置し、現行ルールの課題や見直し方針等についての協議を行いました。

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・施設間の搬送(転院搬送)については、現状の施設状況に合わせ、早期に見直 しを行う
- ・救急隊による搬送(病院前搬送)については、周産期母子医療センター以外の 受入医療機関との調整も必要であることから、関係者の意見を聞いたうえで見 直しを検討する
- ・ドクターヘリの活用については、救急医療との連携も必要であることから、 今後の検討課題とする など

3 今後の予定

今後も引き続き、ワーキングを開催し、周産期医療に係る救急搬送ルールの見直し を進めます。